

平成 21 年度 第 6 回 税制調査会後記者会見録

日 時：平成 21 年 11 月 5 日（木）20 時 00 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

それでは、お待たせいたしました。今日は御覧のようにヒアリングを行いました。あまりペイ・アズ・ユー・ゴーの原則を守っていただいていないなという印象を非常に強く持ちました。10 日に企画委員会を開いて、ふるい、つまり租特をこういう判断でもう一回見直して頂きたいということもきちんと出していきたいと思っています。

どなたからでも結構でございますので、御質問を受けたいと思います。

○記者

環境税についてお伺いしたいのですが、先ほど環境省の副大臣は、インターバルをおくようなことをおっしゃっていましたが、去年一旦暫定税率が切れて、石油絡みの環境が混乱したと思うのですけれども、そのインターバルの長短によりけりなんだろうとも思いますが、同年中にやるというのはなかなか物理的に難しいのではないかという印象を持ったのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○峰崎財務副大臣

まだ、神野先生がとりまとめをやっておられる報告書も出ていませんし、今日の報告の中身を見ても、まだ中身が非常に固まっていないなという感じがします。その意味で、小沢環境大臣がどういうふうにおっしゃったのかということも、我々も新聞でしか聞いておりませんが、総理の発言によれば、暫定税率は我々のマニフェストに従って改正をします、そして、新しく環境税をといるのと、それを同時にやるのか、タイミングをずらしてやるのか、そういったことも含めてこれから税調の中で、まさに叡智を引き出していくべき分野だと思っています。

○記者

先ほどの追試じゃないのですけれども、もう一度租特等々を見直しをというところで、今後、それをもう一度各省から出してもらおうのか、また今回のようにやることは、時間的にも余裕がないかと思うのですけれども、どういうふうやっていくのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

今、総務省の皆さんとも時間などの打ち合わせをしているところなのですが、10 日にも、まだ未確定なんですけれども、大臣にも入っていただいて、企画委員会を開いて、今後の租特のふるいの網の目をつくったり、あるいは租特透明化法の法案の骨子を決めたり、そういう作業をやっていかなければいけません。そこで、いわゆる租特の見直しのふるいを、非課税等特別措置も合わせて、もう一回この観点から見直してきてくださいというものを、そこで決まったら投げます。これを各省庁に投げて、今

日もかなり厳しくやりましたので、これについて政治家同士のやりとりをするんですが、事務方を通じてでも、しっかりとそういった点を徹底させるように努力はしていきたいと思っております。

○記者

先ほどの環境税の話ですが、今後の流れとして、環境省の方で使途も含めたスキームをつくって、それを税調が引き取って議論するというスケジュールになるのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

これは地方環境税について、先日、知事会の皆さん方から非常に面白い案を出していただいていますので、いろんなアイデアをお互いにどこかで、場合によってはプロジェクトチームかなと思ったりするんですが、ちょうど租特プロジェクトチームが一応、任務をほぼ終わりにかけていますので、10日の企画委員会で、何を大きなアジェンダとして設定して、それをどのようなタイムスケジュールで進めていくのかということの議論をしてもらって、必要なものはプロジェクトチームに落とすしていくとか、様々なやり方を取っていききたいと思えます。

しかし、やはり新しい税目をつくるというのは相当、我々も慎重でなければいけませんし、多くの専門家や、あるいは関係する業界の方たちの意見をしっかりと聞かないといけないのではないかと思いますので、私は早くやった方がいいと思っていますのですが、拙速に走っても、また後々、大きな問題を起こすのではないかなとも思っています。そういう感じでやっていきたいなと思っています。

○記者

先ほどの租特の見直しの件で確認なんですけれども、もう一回、10日にふるいをつくって。

○峰崎財務副大臣

ふるいは大体、この4名を中心にして、勿論、国民新党及び社民党も入っていただいて、ほぼつくりかけておりますので、それに基づいて、こういう案で各省、国税・地方税でそれぞれの租特及び非課税等特別措置を見直してきてくれということを下ろしたいと思っています。

○記者

あとは各省とやりとりするということですか。もう一回まとめて出してもらおうとかではなくて。

○峰崎財務副大臣

もう一回、それに基づいて各省ごとのやりとりを行うと思います。

○記者

もう一回、租特の要望の見直しを出させるということなんですけれども、スケジュール的にはいつごろを目途に考えていらっしゃるのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

これは総務省との間の日程感覚で、まだ十分詰まっていませんが、恐らく、その次の週辺りから集中的に議論していかなければいけないのではないかと思います。

○記者

今日、4省庁のヒアリングを終えてみて、もし点数をつけるとすれば何点ぐらいですか。

○峰崎財務副大臣

点数ですか。50点はいかないのではないかと思います。やはり、それぞれ切り込み方が足りないですね。

○記者

それは、今日は4省庁やりましたけれども、どこも足りないということですか。

○峰崎財務副大臣

やはり、私は国税に関してはどこも不十分だと思いました。

ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則に照らし合わせてみると、やはり要求側がまさっているのですよ。もう少し、時限の到来したものは大胆に切っていくとか、そういうところが少し足りないと思います。

これから網の目にかけていきますけれども、多くの場合は多分、これによってどんな成果が上がっているのかという、費用対効果ではないけれども、そういう評価が非常にしにくいものが多かったらと思います。ですから、そういったことは今後もきっちりやっていかなければならないところではないかと思います。

○記者

経産省の要求の中で、中小企業の減税について、ペイ・アズ・ユー・ゴーに関して全体の問題としてやってほしいという意見を副大臣が述べられたと思うんですけども、あの考えについて峰崎副大臣はいかがお考えでしょうか。あくまで経産省が財源を持ってくるべきだとお考えなのかどうか。

○峰崎財務副大臣

中小企業あるいは中小企業庁というものを所管しているのは経産省ですね。そうすると、勿論、他の農林水産業では酪農業とか、医薬品業界は厚生労働省とかあるけれども、中小企業ということに関しては、やはりそこは、事実上の所管官庁みたいなところですから、そこがしっかりとした対応をしてくれないと、ほかのところも全部考えて下さいというのはいかがかというふうに私は思います。

ですから、そこはやはり中小企業の皆さん方の税率を下げるのであれば、課税ベースを広げるなり何なり、そこはマニフェストにも明確に財源を見つけるということをお前提の上で下げようということになっていますから。たしか11%に下げるのに1,900億円ぐらいかかるのです。ですから、それをどこかから財源をきちんと見つけてないと、それは大減税になってしまいますので、そこら辺はやはりしっかりとこれから

見ていかなければいけない。

○記者

小川政務官にお伺いしたいのですが、住宅ローン減税のところで、より柔軟な対応を考えるべきというような発言があったかと思うのですけれども、それは、やはりある程度見直しが必要だとかいうお考えが、今、頭にあるということなのでしょうか。

○小川総務大臣政務官

この間の税調関連の報道を拝見していますと、非常に議論があるとかあるいは論点があるということをもってその方向だというふうに報じられることが結構ありますので、そこは私どものしゃべり方が悪いのかもしれませんが、やはり非常にセンシティブな議論を中でやっていることを、しかも全面公開でやっているという前提でお聞きいただき、あるいは報道をいただくということを改めてお願い申し上げたいと思います。大塚内閣府副大臣がおっしゃったとおり、やはりこれから人口減少時代ですから、住宅の新築のみをターゲットにして、これは税に限らず特例措置を講じていくというのは、大きな時代方向感の中では限界があるのだらうなど。むしろリフォームとかいろいろなことを含めて、本当に国内の資産が有効活用、有効開発されるような仕組みというのは、広い観点から考えていく必要があるのだらうと、一般論としてそう思っております。ただ、これをもって明日、新築住宅の特例見直しだとか、その方向だとか、そういうふうにお書きになられるとしたら不本意です。

○峰崎財務副大臣

今の点は、本当にセンシティブな問題ですので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

○古本財務大臣政務官

逆に、小川政務官の観点はそのとおりで1つの考え方としてはあると思いますけれども、事実として国内住宅市場は本体で20兆円、関連を入れれば30兆円の膨大なマーケットです。そこで働いている方々や、あるいは夢のマイホームと思っている方も大勢いらっしゃいます。住宅ローン控除は、確かに一番規模は大きいです。8,000億円です。これは過去に入ったものの定点で切った場合の8,000億ですけれども、これはやはりサラリーマンの皆さん、夢のマイホームを建て、それをまさに資産投資していただいたことに対する、国家としてのインセンティブとしてローン控除という制度を構えていますから、このローン控除の話と、今の新築の住宅投資に関しては、平米数の制限がありますが、固定資産税について減免するという仕組みですけれども、一方でイニシャルコストの、大変な分は応援しようじゃないかという側面は効いている部分も、地方税でもありますし、国税でも恐らくありますので、どうぞ小川政務官がおっしゃったとおり、これでは議論ができなくなりますので、また先だっただけのことがないように、よろしくお願ひしたいと思います。

○小川総務大臣政務官

例えば新築住宅だけでいいのかということが議論になっていたとか、そこは正確に報道していただく分には大いに結構なのですが、その方向だといきなりやられてしまうと、なかなか議論ができなくなるので、これだけ全面公開でやっているということを前提に、何も報道統制とか報道管制ということでは決してありませんが、そこは等身大で報じていただけるとありがたいと思います。

○峰崎財務副大臣

よろしいですか。それでは、今日の税制調査会の記者会見を終わりたいと思います。ありがとうございました。

[閉会]